

令和4年版 治山林道必携 調査・測量・設計編 の訂正について（ご案内）

お客様におかれましては、当協会発行の書籍をご利用いただきありがとうございます。

さて、令和4年8月に発行いたしました見出しの書籍につきましては、林野庁において発表された正誤表等を踏まえ、訂正を要する事項が判明しましたので、以下のとおり謹んでお知らせ致します。

皆様にはご不便をおかけしますこととお詫び申し上げます。

（訂正箇所） 36 ページ 積算要領 第2部 第2章 1-5 安全費の積算 (1) 式

（誤） 安全費＝直接調査費×安全費率

（正） 安全費＝（（直接調査費）－（直接経費））×安全費率

（訂正箇所） 72 ページ 積算要領 第2部 第3章 3-1 業務フロー

（誤）

地盤調査

- ・ボーリング調査
- ・標準貫入試験
- ・弾性波探査
- ・電気探査

地下水調査

- ・地下水位測定
- ・間隙水圧測定
- ・地下水検層
- ・地下水追跡
- ・揚水試験

（正）

地盤調査

- ・ボーリング調査
- ・標準貫入試験
- ・弾性波探査
- ・電気探査

地下水調査

- ・地下水位測定
- ・間隙水圧測定
- ・地下水検層
- ・地下水追跡
- ・揚水試験

（編注：地盤調査と地下水調査については、標準歩掛の適用対象外となります。）

（訂正箇所） 332 ページ 積算要領 第4部 第3章 第2 2-1 2-1-2

表（注）5. の後 表2-1を削除

（誤） 5. 垂直壁の歩掛は、副ダム工の歩掛に準ずる。

表2-1 歩掛の補正

基数	1	2	n
歩掛に乗ずる係数	1.00	1.80	1.0+ (n-1) ×0.8

(注) 1. 複数治山ダムの割増しは、施設設計の該当しない工種を控除したのちに上表の係数を乗ずるものとする。

2. 前庭保護工として複数基の副ダムを設ける場合には、別途計上するものとし、本表は適用しない。

(正) 5. 垂直壁の歩掛は、副ダム工の歩掛に準ずる。

(訂正箇所) 346 ページ 積算要領 第4部 第3章 第3 3-2 本文2行目

(誤) ……設計は、第5の6-4……

(正) ……設計は、第6の6-4……

(訂正箇所) 454 ページ 積算要領 第5部 第2章 第5 5-1 5-1-1

1 (2) 表中 種別「人件費等」細目「技術員」の行 「数量」欄

(誤) 0.50

(正) 0.55

(訂正箇所) 487 ページ 積算要領 第5部 第6章 1 適用範囲

(誤) (略)

適用範囲は、1路線当たりの被災箇所数が10箇所以内、かつ1路線当たりの被災延長の合計が300m以内の事業とする。

(正) (略)

適用範囲は、1路線当たりの被災箇所数が10箇所以内、かつ1路線当たりの被災延長の合計が300m以内の事業とする。

調査・設計歩掛の業務委託料の構成等については、「第5部計画作成等業務」の「第1章計画作成等業務積算基準」に準じて積算するものとする。ただし、「1-3適用に当たっての留意事項」の2及び、「1-4打合せ等(共通)」については、適用しない。

測量歩掛の測量業務費の構成等については、「第3部測量業務」の「第1章測量業務積算基準」に準じて積算するものとする。ただし、「1-4適用に当たっての留意事項」の2については、適用しない。

第1版 令和4年10月4日

第2版 令和5年1月12日